

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例

平成29年2月20日

条例第1号

(設置)

第1条 枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）は、可燃ごみ広域処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査及び調査を行い、その結果を管理者に答申する。

- (1) 事業者の選定基準に関すること。
- (2) 事業者による提案書その他資料の審査に関すること。
- (3) 優秀提案者の選定に関すること。
- (4) その他事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 枚方市職員 1人
- (3) 京田辺市職員 1人
- (4) 組合職員 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長

が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。ただし、委員長又は副委員長が存在しないときの委員会は、管理者が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

(1) 枚方京田辺環境施設組合情報公開条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第6号）第9条各号に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う場合

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない場合

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第9条 委員に支給する報酬の額は、日額10,000円とする。ただし、組合及び組合を構成する市の常勤の職員が委員を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第10条 委員が勤務のためその者の住居と勤務場所との間を往復（以下「通勤」という。）する場合で、管理者が必要と認めるときは、通勤に要する費用を弁償することができる。

2 前項の規定により弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費相当額とし、その額は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。